

令和4年度に実施しました福利厚生に関する冊子についてまとめた活動の続きとしまして、令和5年度では、昨年度アンケートにお答えいただいた企業様に実施している福利厚生について詳しくお聞きしました。その結果について今回はまとめました。

蕪崎市内の企業様の福利厚生

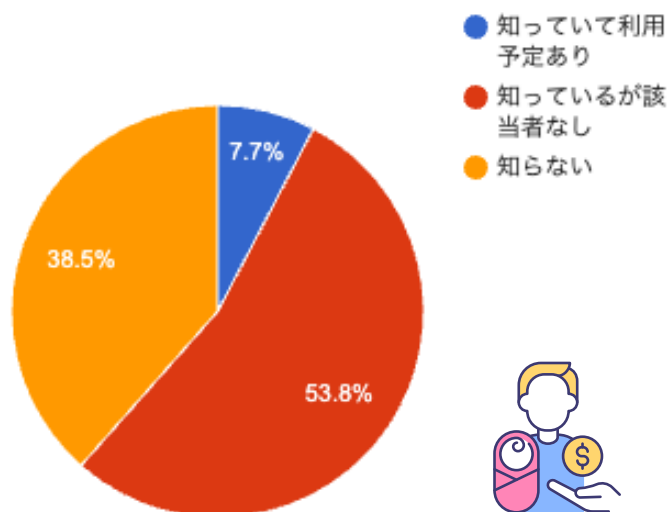
一般的な福利厚生は省き、それ以外で企業様独自で取り組まれている福利厚生をご紹介します。

一般的な福利厚生とは、有給休暇、健康診断、資格手当、家賃補助等です。

なお、どの企業様で実施されているのかについては記載しておりません。

- ・社員と家族が参加できる健康イベント
- ・社内活性化イベント
- ・社内フィットネスジム
- ・無料のボディケア
- ・社員食堂（美味しい！）
- ・サークル活動の補助金
- ・社員旅行
- ・持株制度
- ・フリーお菓子とフリードリンク
- ・昼食代の補助
- ・他企業とコラボした食品販売（社員価格）
- ・カウンセリング
- ・社員託児所（来年度設置予定）

蕪崎市男性の育児休業取得促進事業奨励金の認知度



蕪崎市男性の育児休業取得促進事業奨励金の認知度についてアンケートを実施しました。

知っている企業様の中には利用予定がある
知らない企業様の中には該当者がいなかった
というご回答もありました。

ご協力いただいた企業様

(株)菊島・旭陽電気(株)・(有)三枝商事・(株)ササキ
昭和産業(株)・(有)タクト・(株)ちぼりコンフェクショナリー蕪崎工場
東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ(株)
(株)内藤・(株)内藤ハウス・NPO法人なかまフィールドうじゅうの森
(株)まあめいく・梨北農業協同組合

※あいうえお順で掲載しております

菰崎市男性の育児休業取得促進事業奨励金について

男性の育児休業の取得促進により、子育て世帯の仕事と育児の両立支援を図るため、中小企業に勤務する市内在住の男性労働者と事業主に奨励金を支給しています。

子育て世帯の仕事と育児の両立支援を図るための支援なので、ぜひ活用してみてください！

【個人】

支給金額：5万円（支給申請の対象となる育児休業に係る一子につき1回に限る）

支給要件：中小企業に勤務し、連続10日以上の子育休を取得した市在住の男性労働者（復帰後1カ月以上勤務）

【事業主】

支給金額：30万円（国の「出生時両立支援助成金」の対象となる場合や、同一年度内に当該奨励金の支給があった場合は除く）

支給要件：

- 1.市内に本社または事業所を有し、常時雇用労働者が300人以下の企業、法人等の中小企業
- 2.雇用する市在住の男性労働者が、出生8週間後から3歳未満の子に対して連続する10日以上の子育休を取得し、職場復帰後1ヶ月以上勤務させた事業所
- 3.雇用保険の適用事業主であり、労働協約又は就業規則等により育児休業制度を設けている事業所